

平成7年12月26日付 7教総第688号
福島県教育委員会教育長より通知の文書内容

国民体育大会等に従事及び参加する教職員
の服務上の取り扱いについて

このことについては、「第50回国民体育大会の開催に伴う業務に従事する教職員の服務上の取り扱い」により取り扱ってきたところであるが、今後、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り計らい願います。

なお、教育事務所長にあつては、管内市町村教育委員会に対し周知されるよう願います。

記

- 1 (1) 国体等に自校生徒を引率する場合・・・・・・・・・・出張
- (2) 国体等に役員、監督（コーチ含む）、選手として参加する場合・・・・職専免
- (3) 県体育協会等の主催による競技力向上委員会等の諸会議に参加する場合・・・・・・・・・・職専免
- (4) 県体育協会等の主催による競技力調査、中央競技団体調整に参加する場合・・・・・・・・・・職専免
- (5) 県体育協会等の主催による国体候補選手強化合宿、練習会に、監督（コーチ含む）、指導者、選手として参加する場合・・・・職専免
- (6) 県体育協会等の主催による県外、海外遠征に参加する場合・・・・職専免
- (7) 中央競技団体等の主催による日本選手権大会（関連行事）等に役員、監督（コーチ含む）、選手として参加する場合・・・・職専免※

※（但し県教育委員会との協議を要する）

なお、国体等とは、県総体、東北総体、国体をいう。また、県体育協会等とは、各種競技団体を含むものであること。

- 2 上記1（2）～（5）については、県体育協会及び各種競技団体から所属長あての職員派遣要請を要すること。
- 3 上記（5）及び（6）について、期間が10日以上に及ぶ場合は、所属長は県教育委員会と協議すること。